

佐世保市「赤ちゃんの駅」事業実施ガイドライン

1 事業の目的

本ガイドラインは、乳幼児を抱える保護者の子育てを地域全体で支援する取り組みの一環として、佐世保市の公共施設及び民間施設において、乳幼児の授乳やおむつ替えのため、気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」に認定し、その所在について、ステッカー等の掲示を通じ、施設内外に広く周知することにより、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」を目指すこととする。

2 認定対象施設

(1) 認定要件

「赤ちゃんの駅」とは、市内にある公共施設、民間施設であって次のいずれかの要件を満たす施設で、希望者が無料で利用できるものをいう。

- ①利用者が外部の目を気にせずに授乳できる設備があること
- ②おむつ交換台その他これらに準ずる設備があること
- ③上記と同等の設備を有し、「赤ちゃんの駅」として認定するのにふさわしいと佐世保市長が判断したもの

(2) 除外要件

(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する子どもの健全育成を妨げるおそれのある施設は除くものとする。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業等を行う施設
- ②暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に規定する暴力団等又は暴力団等の統制化にある団体等が運営する施設
- ③その他、佐世保市長が「赤ちゃんの駅」の設置場所としてふさわしくないと認める施設

3 利用対象者

「赤ちゃんの駅」を利用できる者は、授乳又はおむつ交換の必要がある乳幼児とその保護者とする。

4 認定申請等

(1) 認定申請

- ①「赤ちゃんの駅」として認定を希望する施設は、佐世保市『赤ちゃんの駅』認定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- ②佐世保市は、4の(1)の①の申請書の提出を受け、2の(1)の認定基準を満たすと認めるときは、佐世保市『赤ちゃんの駅』認定証（様式第2号）を申請者に交付し、「赤ちゃんの駅」として認定するものとする。

③ 認定申請については、原則、当該月の月末で申請を締め切り、翌月に認定審査を行うものとする。

(2) 認定の内容変更・廃止

① 認定施設は、4の(1)の②で認定した内容に変更があるときあるいは認定を廃止しようとするときは、市長へ速やかに佐世保市『赤ちゃんの駅』内容変更・廃止届(様式第3号)を提出するものとする。

② 佐世保市は、4の(2)の①の申請書の提出があったときは速やかに審査を行い、適正と認められるときは、佐世保市『赤ちゃんの駅』承認通知書(様式第4号)により、申請者へ通知を行うものとする。

(3) 認定の解除(取り消し)

佐世保市は、認定施設が認定要件を満たさないことが明らかになったとき又は認定施設として適当でないと認めるときは、佐世保市『赤ちゃんの駅』認定解除通知書(様式第5号)により、認定を解除(取り消す)することができる。

5 施設の管理及び利用の制限等

(1) 利用できる日時

「赤ちゃんの駅」を利用できる曜日や時間帯は申請内容に基づき、認定時に決定する。ただし、認定施設の施設管理者の判断で、臨時的に利用させないことができるものとする。

(2) 施設の管理

認定施設は、「赤ちゃんの駅」をその管理者の責任において管理するものとし、管理者は、利用者の安全確保について十分な注意と配慮を行うとともに、次の事項にも留意するものとする。

①換気や清掃等による清潔で良好な状態を維持すること。

②施設の場所や設備等に関する安全の確保を図ること。

③利用時に氏名等を特定する施設については、個人情報の保護に関して、施設の責任で適正に取り扱うこと。

(3) 利用の制限

認定施設の管理者は、利用者の安全確保について十分な注意と配慮を行う上で、「赤ちゃんの駅」の利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を拒み、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

①安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。

②利用者が認定施設管理者の指示に従わなかったとき。

③臨時的に施設を休業するとき。

④その他施設管理上の支障があるとき。

6 広報

佐世保市は、市のホームページや刊行物への掲載等により、認定施設を市民に広く周知するものとする。

認定施設は、佐世保市が交付する「赤ちゃんの駅」ステッカーを施設の出入口その他利用者の目に

つきやすい場所に提示し、適正に管理するものとし、また商品及び企業広告に認定施設である旨を表示することができる。

7 実施状況の報告・確認

佐世保市は認定施設に対し、必要に応じて、本事業の実施の状況について報告を求めることができる。

8 補則

このガイドラインに定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、佐世保市が別に定めるものとする。

附 則（令和3年3月11日制定）

（本ガイドライン適用期日）

- 1 本ガイドラインは、制定の日から施行する。

